

不適切行為のあった塗料の衛生性の確認について

塗料メーカーの不適切行為による日本水道協会品質認証の取得事案について、日本水道協会において、浸出試験により、不適切行為のあった塗料を用いた水道資機材について、「水道施設の技術的基準に関する省令第1条17号ハ」で定める衛生性の確認を実施していましたが、令和4年4月4日付で同社のJWWA K139塗料を用いた水道用資機材については、既設のものを含めて、同省令に適合していることを確認できたとの報告がありました。

これにより、当企業団で使用している11か所の水道資材につきましても安全性が確認されましたのでお知らせします。

なお、現在日本水道協会において、今回の塗料メーカーによる不適切行為に関する再発防止に向けた品質認証業務の検討等を行っており、必要な業務の見直し・改善等を行う予定です。

当企業団におきましても、日本水道協会や水道事業体と連携し、今後も水道水の安全・安定給水に努めてまいります。